

香美市学校関係者評価委員会設置要綱

平成 21 年 12 月 25 日

教育委員会告示第 22 号

香美市学校外部評価委員会設置要綱(平成 19 年香美市教育委員会告示第 2 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、香美市学校関係者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に関する基本事項を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 評価委員会を構成する学校関係者評価委員(以下「評価委員」という。)の定数は、学校規模や地域性等により分けた班(以下「班」という。)ごとに 6 人程度とする。

(任期)

第 3 条 評価委員の任期は、1 年とする。

(組織)

第 4 条 評価委員は、保護者、地域住民等を基本として、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(班長)

第 5 条 班には、班長を 1 人置く。

2 班長は、班の評価委員の互選により決定する。

3 班長は、学校及び事務局と連携を図りながら、評価活動が円滑に実施されるよう、調整を図る。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じ、事務局が招集する。

(評価活動)

第 7 条 評価委員会は、各学校が自ら行う自己評価の適切さや教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組の適切さについて検証する。

(守秘義務)

第 8 条 評価委員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬)

第 9 条 評価委員に対する報酬等については、教育長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 評価委員会の事務を処理するため、教育委員会内に事務局を設置する。

(補則)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営上必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 21 日教委告示第 14 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。